

平成29年2月定例会 総務県民生活委員会の概要

日時 平成29年 3月 6日(月) 開会 午前10時 4分
閉会 午後 4時 9分

場所 第3委員会室

出席委員 柿沼トミ子委員長

須賀敬史副委員長

美田宗亮委員、内沼博史委員、永瀬秀樹委員、諸井真英委員、長峰宏芳委員、
田並尚明委員、権守幸男委員、井上航委員、村岡正嗣委員、金子勝委員

欠席委員 なし

説明者 [総務部関係]

飯島寛総務部長、高柳三郎総務部参事兼副部長、上木雄二税務局長、
和栗肇契約局長、小野寺亘人事課長、根岸章王職員健康支援課長、
山崎高章文書課長、三須康男学事課長、坂本泰孝税務課長、
若林裕樹個人県民税対策課長、澁澤陽平管財課長、川崎弘貴統計課長、
山崎さおり総務事務センター所長、益城英一行政監察幹、山田隆弘入札課長、
寺井誠一入札審査課長、北田健夫技術評価幹、大久保修次県営競技事務所長

一條信幸警察本部施設課長

縄田敬子秘書課長

石橋正二郎人事委員会事務局長、

石井貴司人事委員会事務局副事務局長兼総務給与課長、藤岡麻里任用審査課長

[県民生活部関係]

稲葉尚子県民生活部長、山崎仁枝県民生活部副部長、

中川典之県民生活部副部長、久保正美スポーツ局長、

松本晃彦参事兼防犯・交通安全課長、細野正広聴広報課長、

影沢政司共助社会づくり課長、木村勇人権推進課長、

秋葉直明県政情報センター所長、福田哲也文化振興課長、小池要子国際課長、

岩崎寿美子青少年課長、古垣玲スポーツ振興課長、

西村実ラグビーワールドカップ大会課長、

清水雅之オリンピック・パラリンピック課長、堀光美知子男女共同参画課長、

山本好志消費生活課長

[議員提出議案関係]

山瀬陽一郎議会事務局総務課長

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件名	結果
第22号	埼玉県個人情報保護条例及び埼玉県情報公開条例の一部を改正する条例	原案可決
第44号	平成28年度埼玉県一般会計補正予算（第6号）のうち総務部関係及び県民生活部関係	原案可決
第53号	平成28年度埼玉県公営競技事業特別会計補正予算（第2号）	原案可決
第58号	埼玉県指定特定非営利活動法人を指定する条例の一部を改正する条例	原案可決
第63号	工事請負契約の締結について（所沢警察署庁舎新築工事）	原案可決
議第4号	埼玉県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	否決

2 調査事項

議案番号	件名	結果
第35号	埼玉県多文化共生推進プランの策定について	
第36号	埼玉県男女共同参画基本計画の策定について	
第37号	埼玉県消費生活基本計画の策定について	

3 請願

議請番号	件名	結果

報告事項（総務部関係）

平成29年度地方税制改正案の概要について

【知事提出議案に対する質疑（県民生活部関係）】

権守委員

第22号議案について、個人情報保護法及びマイナンバー法の一部改正に伴い、個人情報保護条例及び情報公開条例の改正を行うとのことだが、この2つの条例を改正にすることによって県民にどのような効果があるのか。また、マイナスの影響があれば教えてほしい。

県政情報センター所長

今回の個人情報保護条例の改正については、これまで取り扱っている個人情報の内容を法改正に合わせて明確化するものであり、個人情報の範囲が変わるということはない。個人情報の定義が明確化されるので、県民にとってプラスになる。

美田委員

- 1 第58号議案について、今回新たに指定する特定非営利活動法人コスモス・アースは、具体的にどのような活動を行っているのか。
- 2 特定非営利活動法人きらりびとみやしろは、具体的にどのような活動を行っているのか。
- 3 これまでに指定したNPO法人には、指定によってどのような効果が表れているのか。

共助社会づくり課長

- 1 障害者が共に暮らせる地域づくりを目指して、平成20年から上尾市戸崎の遊休地を借り受け、障害者と地域の高齢者、学生、子供達が交流しながら、コスモスやジャガイモ、サツマイモ、ニンニク等の栽培・収穫を行っている。あわせて、コスモスマつりやジャガイモ堀り、味噌作り等のイベントも定期的で開催している。平成26年4月からは、障害福祉サービス事業所コスモス・アースを開設しており、現在20数名余りの障害者の通所を受け入れている。農作物の栽培や毛織等手工芸品の制作、そして紙箱等のリサイクル分別作業の指導といった生活介護事業を実施している。さらに、平成27年4月からは障害者のグループホーム事業も行っており、6名の障害者を受け入れている。
- 2 地域のボランティアの参加を得て、家事援助や介護・育児の支援、福祉有償運送等のサービスを提供する助け合い事業を実施している。そのほか、宮代町内5か所で健康体操や歌声喫茶といったふれあいサロンをそれぞれ月1回ずつ開催し、高齢者等の居場所づくりにも取り組んでいる。さらに、介護保険事業として、グループホーム、デイサービス、訪問介護、居宅介護支援事業を行っている。
- 3 この指定を受けることによって、寄附が増加する効果がある。指定から1年以上経過し、指定の前後で寄附金の比較が可能な8法人のうち、5法人については寄附金額が増加している。また、「県指定」の名称により、多くの方に活動内容や寄附金の活用方法を説明するきっかけとなり、県内企業などへのアプローチもしやすくなったとの声が寄せられている。

内沼委員

第22号議案について、新たに個人識別符号が含まれるものを個人情報に加えるなど、

定義を明確化するということだが、取り扱う個人情報の範囲に変更はあるのか。

県政情報センター所長

これまで個人情報として取り扱っていたものを、法の改正に合わせて明確化したものであり、個人情報の範囲を拡大するものではない。現在でも電磁的記録や音声情報なども個人の特定につながるものであれば、個人情報として取り扱っている。

井上委員

第22号議案について伺う。今回の改正に地方公共団体が定める独自事務についての箇所がある。この独自事務を追加する場合、議会による条例改正によって追加されると聞いたが、今回の改正は独自事務を追加するものではないという認識でいいのか。また、現時点で、独自事務の追加、検討を行っていることはあるのか。

県政情報センター所長

今回の改正は地方公共団体が定める独自事務を追加するものではない。独自事務を追加する予定について、所管している情報システム課に確認したところ、現時点では予定はないと聞いている。

田並委員

第22号議案について、県で扱う名簿など、かなりの量があると思うのだが、内容に本籍地などのふさわしくない個人情報があった場合のチェックはどうするのか。政治信条、差別につながる情報は、上位法である個人情報保護法により、扱うことができないことになっており、条例も、法改正に合わせて改正している。各部局において、その改正を踏まえたチェックをするということによいのか。

県政情報センター所長

チェック体制について、県政情報センターが直接チェックする権限はない。各事業者への指導については、様々な法律に基づいた所管の課所がチェックし、指導することになる。個人情報は、改正のあった要配慮個人情報を含めて様々な部局、課所で扱っている。それぞれの課所で指導することとなる。

村岡委員

- 1 第22号議案について、個人識別符号に携帯電話の番号は含まれているのか、いないのか。含まれていないのであれば、どういった理由で含まれないのか。分かる範囲で教えてほしい。
- 2 マイナンバーの利用範囲の中に特定健診情報と預貯金情報が追加されたと聞いたが事実なのか。事実であればどういった経緯で追加されたのか。分かる範囲で教えてほしい。
- 3 第44号議案について、補正予算の中に、広聴広報課から彩の国だより等発行費の減額補正が出ているが、この事業費の中に彩の国だよりをより良くするデザイン検討の経費は入っているのか。

県政情報センター所長

- 1 条例の個人識別符号の定義は、「個人情報保護法に規定する個人識別符号をいう」と法の定義を引用している。携帯電話番号は法で規定されておらず、このため条例の個人識

別符号に含まれていない。国が含めなかった理由は定かではないが、携帯電話番号には法人名義のものも多数あること、番号の変更もあり得ることなどから現時点では個人識別符号として規定するには至らなかったと思われる。

- 2 マイナンバー法の適用範囲については、情報システム課の所管であるが、情報システム課によると特定健診情報と預貯金情報が追加されているのは事実のようである。理由については承知していない。

広聴広報課長

- 3 彩の国だより等発行費の予算3億3,784万円のうち、デザインに係る予算は約1,500万円である。デザインは業者に委託している。

村岡委員

- 1 マイナンバー法の改正に伴う条例の改正では、マイナンバーを使った情報のやり取りの記録の目的外利用を禁止するという、禁止の対象の変更であるが、この結果マイナンバーを使った情報の取扱いは厳しくなるのか、緩くなるのか。
- 2 彩の国だより等発行費について、今回、約2,400万円減額補正しているが、この減額分をデザインに係る経費に回して、彩の国だよりをより良くしてもらいたい。(要望)

県政情報センター所長

- 1 今回の改正は、地方公共団体が別に条例で定める独自事務についても、もともと、マイナンバー法で定められた事務と同様に、マイナンバーを使ったやり取りの記録について目的外の利用を禁止するものである。したがって、今回の条例の改正は、マイナンバーの目的外利用について、より厳しくしようとするものである。

諸井委員

埼玉県個人情報保護条例の第1条について、「かんがみ」が「鑑み」になった理由は何か。

県政情報センター所長

法令で使える常用漢字の拡大に伴い、漢字に変えたものである。

【調査事項に対する質疑（県民生活部関係）】

内沼委員

- 1 第36号議案について、国の「第4次男女共同参画基本計画」では、これまでの男女共同参画社会の実現に向けた取組の結果、「社会全体で女性の活躍の動きが拡大し、我が国社会は大きく変わり始めている」、「我が国における男女共同参画社会の実現に向けた取組は新たな段階に入った」と総括しており前向きである。一方で、本県の計画は、現行計画と同様に「性別による固定的な役割分担意識は依然として根強く残っている」などの比較的ネガティブな記載が目立つが、国と本県の計画で記載内容が異なる理由は何か。
- 2 「女性学・ジェンダー学」とは、それぞれどのような内容のものか。特に女性学については、女性の視点を重視するものと想像するが、男女平等や男女共同参画社会の形成という観点で、どのように関わるのか。

男女共同参画課長

- 1 本県の新たな計画も、国と同じく、女性活躍の動きが拡大し、男女共同参画社会の実現に向けた新たな段階に入ったとの認識である。そのため、新たな計画では、基本目標Ⅱを女性活躍推進法に基づく都道府県推進計画と位置付け、新たに「埼玉版ウーマノミクスプロジェクトの推進」を施策の柱として掲げている。性別による固定的な役割分担意識については、県の「男女共同参画に関する意識・実態調査」で、「男は仕事、女は家庭」という性別役割分担意識に同感しない割合は平成27年度は52.3%で、現行計画の目標の60%には届いていないことから、性別による固定的な役割分担意識について現行計画と同様に記載した。
- 2 ジェンダーとは、生物学的性別ではなく、社会によって作り上げられた男性像、女性像があり、このような男性、女性の別について社会的・文化的に形成された性別像をいう。「女性学」は女性のみを対象にするものではなく、男性の視点から男女の関係を考察する「男性学」もある。「女性学・ジェンダー学」では、男女の社会における関係性に着目して、今までの歴史や海外の事例等を研究している。「女性学・ジェンダー学」により、セクシュアル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンスなどが個人の問題ではなく、社会構造的な問題であると認識されることとなり、様々な施策が行われるようになっている。

内沼委員

- 1 ネガティブな表現ではなく、もっと未来に向かって前向きな表現にした方がいいのではないか。
- 2 「女性学」について、計画に記載する必要があるのか。

男女共同参画課長

- 1 性別役割分担意識については、意識実態調査で目標値に届いていない。また、男性は50%を超えたことがないため、課題として捉え、真摯に取り組みたい。また、国の計画においても、総括的なところでは記載されていないが、個別施策の中では、「女性の活躍を阻害している要因には、固定的な性別役割分担意識があると考えられる」との記載がある。
- 2 ジェンダー学、女性学は例示である。男女共同参画推進センターの情報ライブラリーでは、女性論、男性論、DV・家族関係など約39,000冊の男女共同参画分野の専門図書を所蔵している。また、大学生を対象に男女共同参画への理解を深めてもらえるよう、学生向けの独自プログラムを提供している。

田並委員

第36号議案について伺う。意識実態調査によると、性別役割分担意識に「同感する」とした割合が20代で高く、性別による固定的な役割分担意識についての記載は残すべきと思っている。若い人向けの施策についてどのように考えているのか。また、県として支援をしているのか。

男女共同参画課長

男女共同参画への理解を深めてもらえるよう、大学生向けの実習を提供している。今後、With Youさいたまでも若い人向けの事業を実施していきたい。また、市町村の担当部局に意識実態調査の結果を伝えるなどの広報をしていきたい。

田並委員

20代で性別役割分担意識に同感すると回答した割合が増えている原因は何か。また、そうなる前の手立てはないのか。

男女共同参画課長

教育局では、「親の学習」として、親向けの学習のほかに、中高生を対象として親になるための学習を行っており、男女が共に子育てに参加するための役割分担や意識を育む参加型の学習を行っている。20代の意識が保守的になっていることについては、埼玉県男女共同参画審議会の委員からも指摘があったところである。

井上委員

- 1 第35号議案の埼玉県多文化共生推進プランについて伺う。プランの中で大きな取組の一つとなっている「やさしい日本語」の普及は応援しているが、最近テレビのニュースなどでは、「酌酎」を「めいてい」、「切磋琢磨」を「切さたく磨」と表示するなど、違和感を持っている。日本人からすると分かりにくいと思う。テレビでは常用漢字等を使用しているのだと思うが、漢字の本来の意味を大事にして、過度なひらがな表記に注意してほしいが、県の考えを伺う。
- 2 翻訳アプリや翻訳メガホンが販売されている時代である。IoTやICTの活用について、このプランの中での考え方を教えてほしい。
- 3 第36号議案の埼玉県男女共同参画基本計画について伺う。男性保育士など女性の多い職場での男性の働きやすさについてクローズアップされているが、県の考えを伺う。
- 4 男性の家庭や子育てへの関わりについての実態調査はあるのか。
- 5 第37号議案の埼玉県消費生活基本計画について伺う。オレオレ詐欺や振り込め詐欺の被害は、消費生活被害にカウントされるのか。

国際課長

- 1 「やさしい日本語」は、単に、漢字をひらがなに変換するわけではなく、分かりやすい表現に言い換えるというものである。漢字の意味も大切にしながら外国人に伝わりやすい表現となることを目的として普及していきたい。
- 2 IoT、ICTについてはプランの中では触れていないが、重要なことだと認識している。外国人案内ボランティアの育成研修の中では、多言語対応アプリを紹介し、ノウハウの提供なども行った。イベントだけではなく、日常生活の中でもこういったものを使い、言葉の壁を取り除いていきたいと考えている。

男女共同参画課長

- 3 「保育士などの資質の向上」の中で、働きやすい環境の整備として、男性、女性にかかわらず、管理職向けの研修を行っている。男性保育士の働きやすさについては、その中で対応していきたい。また、With Youさいたまでは、メンズプロジェクトとして男性向けの講座や臨床心理士による男性相談を行っている。
- 4 意識実態調査で、家庭における役割分担の状況を聞いたところ、「家事」、「子育て」「介護」などでは「主として女性が行っている」が最も高くなっている。「高額な商品や土地、家屋の購入の決定」は「共同で分担している」が最も高く、「生活費の確保」では「主として男性が行っている」が最も高くなっている。子育ての関わりについて、本人

については、「十分に関わっている」が7割を超えているが、配偶者の関わりについては、全体は6割を超えているが、女性は4割台である。社会生活基本調査では、男性の家事・育児・介護等の週当たりの時間数は、全国175分、埼玉県168分となっており、全国平均を下回っている。

消費生活課長

5 消費生活被害は、厳密に言えば、取引などの消費行動に伴う被害と定義され、オレオレ詐欺などは取引を伴っておらず、一般的には消費生活被害に分類されない。しかし、この分類は一般県民には分かりにくいので、消費生活の相談も警察の相談も、両方で受けて、適切な相談機関につないでいる。また、啓発についても、消費者被害とオレオレ詐欺被害の区別なく行っている。さらに、県が行う事業者処分についても、警察と連携を図りながら行っている。

井上委員

- 1 第35号議案について伺う。「やさしい日本語」については醍醐委員の質問でも部長が答弁されていたので承知しているところであり、是非推進してほしいと思っている。ただし、何が何でもひらがなにするなど、やりすぎないようにしてほしいがいかがか。
- 2 プランの中に、IoT、ICTの文言は入っているのか。
- 3 第36号議案について伺う。保育士だけでなく、介護職や看護師など女性の多い職場の男性の働きやすさについて、広く捉えて県の考え方を確認したい。
- 4 意識だけでなく、実態について分かりやすく明示し施策を進めていくことが大事であるがいかがか。
- 5 第37号議案について伺う。目白警察署要町交番では、管内の交通事故件数と併せて、管内の振り込め詐欺の件数・金額を張り出している。こうした身近なところでの周知が重要と考えるがいかがか。

国際課長

- 1 漢字を単純にひらがなにするのではなく、漢字にルビ振りをするなど、漢字の意味を大切にしていきたい。
- 2 文言としては盛り込んでいない。それらの活用については、多言語での情報発信ということで、実施の段階で十分に留意して進めたい。

男女共同参画課長

- 3 男女が共に個性と能力を発揮できる社会づくりのために、男性、女性が共に性別に関わりなく、いろいろな分野で能力を発揮できるよう、施策を展開していきたい。
- 4 例えば、女性の就業率について、M字カーブの底が埼玉県において深いのは、出産・子育てを理由に退職している女性が多いという実態があるためである。事例を発信し、実態に応じた施策を展開していきたい。

消費生活課長

5 今回の計画では、消費者教育や啓発に力を入れることとしている。身近な場所での啓発はとても重要であると考えており、病院の待合室や薬局、銀行のロビーなどでの啓発も予定しており、一部実施しているものもある。御提案の内容については、警察本部と実現の可能性について調整をしていきたい。

永瀬委員

第36号議案について伺う。基本目標Ⅷの施策の基本的な方向（2）における推進項目「思春期における保健対策の推進」に、「妊娠・出産に関する正しい知識（避妊や不妊、性感染症など）の普及啓発」を取組として挙げている。学校教育、特に中学校や高校において避妊や不妊についての教育が行われることは重要であるが、この取組の中の普及啓発には、中学生や高校生等に対して行われる教育活動も含まれているのか。

男女共同参画課長

保健医療部が中心となり、思春期である中学生、高校生を対象に普及啓発を行っていく。

美田委員

第36号議案について、基本目標Ⅷの施策の基本的な方向の「（4）医療分野における女性の参画促進」の中で、医療従事者等への働き掛けに加え、「特に、看護師」として特定の職種についての支援を盛り込むこととしたのはなぜか。

男女共同参画課長

本県は、全国に比べ、常勤看護職員の離職率が高いことから、看護師の離職防止や定着支援に取り組んでいる。具体的な施策を実施していることから特化して記述したものである。

村岡委員

- 1 第35号議案について伺う。プランには施策がたくさんあり、どれも大事だと思う。施策ごとに担当課があるが、その多くは国際課である。国際課の職員数は20名くらいであり、県の国際交流協会などとの連携もあると思うが、県側の体制としてはいかがが。
- 2 県内の外国人は増えており、ホームステイは文化の相違を認め合う大事な機会となる。ホームステイをした人数の推移について教えてほしい。また、ホストをする人を増やす考えはあるのか。
- 3 第36号議案について伺う。県職員の管理職における女性の割合について、10年後ではなく、5年後の目標を明確に掲げるべきではないか。
- 4 第37号議案について伺う。資料7-2の49ページの「地域における消費者教育の推進」に、「情報提供の機会拡充と消費者教育の取組の『見える化』」とある。「見える化」は子供や高齢者にとっても大切であるが、仕組みを検討するにとどまっている。「見える化」をどう実現させるかについて、具体的に踏み込んで計画に表記すべきではないか。
- 5 資料7-2の50ページの「地域の担い手（人材）の育成」についてであるが、消費者被害防止サポーターに重要な役割が期待されている。これはボランティアだと思うが、活動するには交通費や資料のコピー代などの実費がかかると思う。活動を継続してもらうためにも、県として経費支援を行うべきだと思うがいかがか。

国際課長

- 1 国際課職員は4担当20名程度であり、県の国際交流協会、市町村、市の国際交流協会、NGOなどと連携しながら取り組んでいきたい。

- 2 県で関わっているホームステイは2種類である。国際交流基金日本語国際センターと連携したワンナイトステイ事業と、グローバル人材育成センター埼玉の大学会員である大学の外国人留学生を対象としたワンナイトステイである。

男女共同参画課長

- 3 「埼玉県女性活躍・子育て応援事業主プラン」では、女性管理職候補者の拡大のために、平成32年度末までに、主幹級以上の女性職員数について現状の2割増程度を目指している。管理職目標は、10年後に現在の2倍であるが、年次報告で毎年進捗状況をきちんと確認、管理していく。

消費生活課長

- 4 地域の老人会、自治会で消費者教育や啓発を行いたいと考えたときなどに、特別なことではなく、ほかでどのような取組をしているかなどの情報を見えるようにして知らしめることが実際の啓発につながると考えている。同様に、学習指導要領に載っているが、学校においても実際にどのような被害があるのか具体的に知りたいという場合に情報提供することも必要と考えている。このように、相手によってどういう形で広報すればよいかが変わってくる。お届けしたい相手に合わせた形の「見える化」を考えているので、この段階の記載ではなく、これから研究、検討していきたい。
- 5 ボランティアであるため、基本的には本人の費用負担で活動いただいている例が多い。中には、市町村を通してサポーターに講師を依頼した場合などに、市町村で実費となる交通費やコピー代を負担している例や、資料の原稿を預かりコピーする例もある。現在、一律に県で負担するルールは作っていないが、今後、必要に応じて、費用負担することも考えたい。

村岡委員

- 1 第35号議案について伺う。県の体制強化は図っていかなければならない。またプランには「ホームステイのあっせん」とだけ書いてあるが、ホームステイの意義、役割は大きく、親日の外国人が増えることにつながると思う。プランの中で、ホームステイの意義や役割について触れてほしいがいかがか。
- 2 第36号議案について伺う。国の第4次計画では、「都道府県の本庁課長相当職における女性の割合」の目標値は15%となっている。県も5年後の目標を掲げるべきではないか。

国際課長

- 1 ホームステイはする方も受ける方も、意義が大きいと認識している。資料5-2の31ページの「(2) 留学生の誘致促進」において、「埼玉ファン」を増やすと記載しており、その一つの手段として、ホームステイのあっせんに取り組むこととしている。御理解いただきたい。

男女共同参画課長

- 2 当課としても、男女共同参画審議会の委員からの意見もあったことから、人事サイドと調整してきたところである。しかし、管理職の割合を高めるために、まずは、この5年間では管理職候補者を増やすことが必要との考えであり、目標が立てられなかった。管理職の女性の割合は、平成15年の3.9%から平成28年は8.7%と過去最高の

割合となっている。この実績を確実に積み上げていく。

諸井委員

- 1 第36号議案について伺う。若い世代は、ばりばり働く女性を見て幸せそうに見えないため、養ってもらう方が楽だと考えている方もいるなどいろいろな価値観がある。このような現状を踏まえて施策を考えてほしいがどうか。
- 2 女性の方が男性より能力が低くても、女性の管理職割合を増やすために女性を登用することがあるのか。
- 3 男女共同参画審議会委員は男性の委員の割合が少ないのではないか。男性の意見を反映しているのか。
- 4 第35号議案について伺う。県として多文化共生施策をどう進めるのか。国によって事情は違うが、在住外国人に対しての施策はどこまで当該国の領事館や大使館がすべきで、どこまで日本がやるべきなのか。役割についてのガイドラインはあるのか。
- 5 県政世論調査の結果では、増加する在住外国人について「よいことだとは思わない」とする人が圧倒的に多い。「よいとも悪いともいえない」とする人のうち、「よいところも悪いところもある」などと回答した人を足すと8割にもなる。「外国人増加をよいことだと思わない理由」として治安の悪化や生活上のトラブルを挙げる人はそれぞれ約7割である。これらの不安を払拭する取組はあるのか。
- 6 オリンピックなどをきっかけとして多文化共生社会の実現を目指すとの記載があるが、これまでのオリンピックを見ると多文化共生の視点がほとんどない。オリンピックを契機に多文化共生を進めるよりも、日本文化を発信するべきではないか。多文化共生は行政の押し付けではないか。

男女共同参画課長

- 1 子育てしながら働く女性が大変そうであるため、専業主婦志向が高まるなど、いろいろな価値観がある。男女共に性別に関わりなく、その個性と能力を発揮することが大事である。自らの意思に基づき選択が可能になるよう、ロールモデルの発信を行っていききたい。
- 2 女性ありきで登用することはない。女性職員が研修やいろいろな職務の経験を積むことで、結果的に目標に近づけていきたい。
- 3 委員17名中男性は5名である。計画策定に当たり男性委員から意見も頂いており、その意見を反映している。

国際課長

- 4 大使館や領事館にとって自国民の保護は大切な仕事であり、必要に応じ情報を交換しながら進めている。一方、在留資格を持って入国した外国人の受入主体は、行政サービスを提供する地方公共団体である。市町村は外国人住民を直接支援する主体として取組があり、県は市町村と連携の上、専門的人材育成やモデル事業の実施など行うといった国の方針が示されている。
- 5 犯罪をなくすなど不安を払拭する取組は直接的には警察による。外国人犯罪は10年前と比較し大きく減少している。一方、ルールや文化の違いにより発生する犯罪もある。外国人総合相談センター埼玉に相談することなどにより、ルールや生活習慣の違いを理解することは不安の軽減につながると考えている。
- 6 オリンピック・パラリンピックに向けては文化プログラムの実施など日本文化の発信

もされるだろうと思う。そもそも、多文化共生推進プランは、外国人誘致ではなく、プランの最初に「日本で暮らすための言語・ルール・情報の提供」を掲げているように、外国人に日本のルールや文化を知ってもらい、それぞれの役割を果たしていくということが大変重要と考える。

諸井委員

- 1 第36号議案について、男女共同参画審議会の女性対男性の比が12人对5人と倍以上の差がある。もう少し、半々に近づけるようお願いしたい。(要望)
- 2 第35号議案について伺う。どこまで多文化共生をやるのか、どこまで国の課題なのかを線引きする必要がある。住民がテロ等を感じる不安を払拭するのは一義的には警察だろうが、県としてもその不安をなくす努力をする必要があるのではないかと。きれいごとではなく、具体的な努力を示してほしい。

国際課長

- 2 例えば川口市では、かつて文化の違いから外国人住民と日本人住民の間に摩擦が生じたが、外国人住民のことを一住民として知り理解が進むことで不安がなくなったと聞いている。こういった成功事例を他の市町村にも紹介しながら住民の不安をなくす努力をしていきたい。

【知事提出議案に対する質疑（総務部関係）】

永瀬委員

第44号議案について、資料1「平成29年2月定例会提出議案一覧」によると、総務部の補正予算額は約79億円の減額とのことである。このうち補正額の大きい「地方消費税清算金」、「県民税配当割市町村交付金」及び「県民税株式等譲渡所得割市町村交付金」について、その理由は何か。

税務課長

まず、「地方消費税清算金」についてであるが、算定基礎となる歳入の地方消費税は、製造業者や卸売業者等が、国税である消費税と併せて国に申告納付した後に、国から事業者の本社等が所在する都道府県に払い込まれる。その後、地方消費税を最終的に消費が行われる都道府県の収入とするため、一定の基準により、都道府県間で清算が行われる。今回「地方消費税清算金」の増額補正をお願いしているのは、国から本県に払い込まれる地方消費税収入額が見込みを上回ることに伴い、本県から他の都道府県に支払う清算金が見込みを上回るためである。

次に、「県民税配当割市町村交付金」及び「県民税株式等譲渡所得割市町村交付金」についてであるが、算定基礎となる歳入の県民税配当割は上場株式の配当等を対象に、県民税株式等譲渡所得割は上場株式の譲渡所得を対象に、証券会社等を通じて課税されるもので、いずれもその約6割を市町村に交付している。平成28年初頭から11月までの株価の低迷により、売却損が増え、配当との損益通算が大幅に増加したと考えられることから、県民税配当割が80億8,300万円の減収となる見込みである。また、県民税株式等譲渡所得割についても、株式の売却益が大幅に減少したと考えられることから、67億4,300万円の減収となる見込みである。このため「県民税配当割市町村交付金」及び「県民税株式等譲渡所得割市町村交付金」についても、減額補正をお願いするものである。

永瀬委員

- 1 「地方消費税清算金」等について、算出基準はどうなっているのか。
- 2 平成29年度予算を強めに積算しているが、算出基準はどうなっているのか。
- 3 これらについて、市町村はどのように解釈しているのか。また、県から市町村に対し、どのように相談や連絡をしているのか。

税務課長

- 1 平成28年度の「地方消費税清算金」については、歳入である地方消費税収入額と併せて、国の地方財政計画等を参考に見込んだところである。現時点で2月までの国からの払込額の実績が、当初の見込みを上回っていることから、「地方消費税清算金」について増額補正をお願いするものである。

次に、「県民税配当割市町村交付金」及び「県民税株式等譲渡所得割市町村交付金」についても、株式市場の行方を見込むことが困難であることから、歳入の配当割収入額及び株式等譲渡所得割収入額と併せて、国の地方財政計画を参考に見込んだところである。

しかし、平成28年度当初予算を積算した平成28年初め以降11月頃まで、株式市場が低迷していたことから、結果として当初予算を大きく下回ることとなった。これに連動して、「県民税配当割市町村交付金」及び「県民税株式等譲渡所得割市町村交付金」の減額補正をお願いすることになった次第である。なお、同様の見込方法を取っていた多くの都道府県においても、大幅な減額補正を予定していると聞いている。

- 2 基本的には国の地方財政計画を参考に見積もっている。
- 3 市町村に対してあらかじめ話をさせていただく場面はない。市町村も気にしていると思うが、あらかじめの情報提供はしていない。

美田委員

- 1 第63号議案について伺う。入札に最低制限価格の設定がされていないがなぜか。
- 2 株式会社エム・テックの失格と鉄建建設株式会社関越支店の無効とは何か。

入札課長

- 1 WTO対象工事、総合評価方式を採用している工事には最低制限価格を設定していない。総合評価方式では低入札価格調査制度により、調査基準価格を下回った場合は適正な工事の施工が可能か調査を行っている。落札者の決定は、技術評価などと価格の両方を総合的に評価し評価値の最も高いものを落札者としている。
- 2 低入札調査の中で価格による失格基準の設定方法として、県積算に対する工事の経費項目別に一定割合を定めている。エム・テックは共通仮設費が基準割合を下回ったため失格となった。また、鉄建建設の無効は、事前に契約金額の5%以上の金額に相当する入札保証金の納入又は入札保証保険契約に加入するべきところ、提出された保証額が設定された金額を下回っていたため無効となったものである。

【知事提出議案に対する討論】

なし

【議員提出議案に対する質疑（議第4号）】

田並委員

費用弁償は実費によるということだが、仮に宿泊が必要となった場合、宿泊料は支給さ

れるのか。

菅原議員

一般職の職員の旅費支給の例によることとしているので、一般職員の支給額である13,100円が支給されることとなる。

田並委員

一般職員の例で13,100円が支給されるとなると、現在の定額支給よりも支給額が多くなる場合があるということか。

菅原議員

そのような場合もある。

石川議員

補足であるが、今回は応招旅費に関する改正であり、交通費を実費に変更するものである。

村岡委員

平成27年6月に同様の議案が提案され、継続審査となった後、同年9月定例会で否決となった。その際、自民党委員の反対討論において、見直しが必要な場合には職務の実態を考慮した制度となるよう十分に協議、検討することが必要との発言、さらに、議案の成立に向けた働き掛けは感じられないとの発言があった。それ以降検討の時間は十分にあったと思うが、今回の提案までに、提案者に対し、自民党から費用弁償の改正に関して、働き掛けはあったのか。

菅原議員

そのような働き掛けはなかった。

諸井委員

議案を提案するに当たっては、突然、議案として提案するのではなく、事前にその内容を理解してもらうような努力が必要である。なぜ、そのような努力をしなかったのか。

菅原議員

議案に賛同してもらえよう、事前に各会派を回った。

【議員提出議案に対する討論】

井上委員

埼玉県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例へ賛成の立場から討論する。

東京都議会でも、先月22日、島しょ部を除く形で定額支給が原則廃止された。近県において定額支給方式を続けているのは、いよいよ埼玉県のみとなった。

議員の処遇に関することについては、各会派の代表者会議や、必要があれば会派間で自主的な協議機関を設けて、という流れを行ってきた。

議会改革に関する特別委員会の設置については、超党派で要請が行われており、さきの

議会運営委員会においても複数の会派から議会改革に関する特別委員会設置の声が挙げられた。しかし、それらの声にはまだ応えられておらず、設置に至っていないというのが実情である。

そうした状況が続く中、埼玉県議会において支払われる費用弁償の年間総額は、現制度の下ではおおよそ4,800万円以上である。

今こそ埼玉県議会も県民感覚から掛け離れた固定額方式から、財政節約効果も期待される実費支給方式へと支給方式を改めることを求め、本案に賛成の討論とする。

村岡委員

議第4号議案「埼玉県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」への賛成討論を行う。

本条例は、議員の報酬はどうあるべきかを私たちに問うものであり、それは常に県民の暮らしの実態に照らし検証されるべきものである。全ての議員は、そこに正面から向き合い責任を果たさなければならないと考える。では、その県民の暮らしの実態はどうか。埼玉県の行った世論調査では、生活が苦しくなったと約37パーセントの人が答え、その理由に収入が減り、税金や保険料の負担が重くなったと回答している。

一方で、県議会に歩いて登庁できる議員でも、登庁一回に6,000円もの金額が支払われるのが費用弁償である。費用弁償の最高額は、1人当たり年額73万円、最低でも25万円、年間の費用弁償総額は4,844万円と莫大である。定額支給だからこうした金額になってしまう。ここをせめて実費支給方式とするこの条例改正案は、県民の常識及び感情に合致したごく当たり前のものである。

神奈川県議会、千葉県議会は既に実費支給方式を取り、大阪府議会は既に廃止し、検討中だった東京都はこの4月から廃止となる。全国でこうした改善の努力が広がっているが、これは議会として国民世論に応えようとする当然の流れといえる。

費用弁償については、我が党は、委員会視察等に支払われる日当も、歳費の二重払いであり、廃止すべきと考えているが、各会派間での一致を大切にするという観点から、実費支給に改めるといふ本議案の前進面を高く評価する。

平成27年6月及び9月定例会では、自民党の皆さんは十分な協議、検討が不十分とし、実費支給の内容でなく、主に手続論で反対した。あれから十分な時間が経過したのではないか。

埼玉県議会も議員の側が現状の費用弁償の不合理性を自ら改善し、県民のために県費の節約を図るときである。県民の暮らしの実態に向き合い、議員として当たり前の責任を果たすべきである。そのためにも本条例は採決すべきと申し上げ、賛成討論とする。

諸井委員

議第4号議案「埼玉県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」について反対の立場から討論を行う。

本議案については、同様の議案が平成27年6月定例会で提案され、継続審査の後、9月定例会で否決されている。当時の審査の際にも発言があったが、本議案の費用弁償のように議員の処遇に関することについては、より多くの会派や議員の賛同、協力が必要である。そのため、これまででも議員の処遇に関することについては、各会派代表者会議において協議した上で、必要があれば、会派間で自主的な協議機関を立ち上げ、一定の時間をかけて必要な協議、検討を行い、議員としての職務の実体を十分考慮して見直しを行ってきた。また、議員の活動は多岐にわたっており、様々な交通手段や経路を利用して議事堂に

参集したり、やむを得ず宿泊する場合もある。様々な事情をある程度想定して、一定の額を支給する定額方式は、合理的な支給方法であると考え。実際のところ、全国的には、定額又は定額に交通費などの実費を加えて支給しているところが36都道府県あり、本県のように定額で支給する方式は一般的な方法であると考え。

以上の理由から、議第4号議案に反対し、討論を終わる。